北信越大学サッカー選手権大会 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会　実施要項

（抜粋版）

一　総則

北信越大学サッカー連盟競技会運営規程第17条の規定に基づき、北信越大学サッカー選手権 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会実施要項を定める。

二　主催(共同主催)

1　一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFAという)及び北信越大学サッカー連盟(以下、HCFAという)は、それぞれの設立目的を達成するため、相互の協力により、北信越大学サッカー選手権 兼　総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会(以下、この大会という)を共同主催する。

2　この大会には、次の役員を置く。

(1)競技会役員

1)会長　(ＨＳＦＡ会長)

2)副会長　(各県サッカー協会会長及、ＨＣＦＡ会長)

3)委員長　(ＨＳＦＡ専務理事)

4)副委員長(ＨＣＦＡ副会長)

5)委員　(ＨＳＦＡ常務理事、各県サッカー協会専務理事)

6)顧問(ＨＣＦＡ参与)

(2)運営役員

1)実施委員長　(ＨＣＦＡ理事長)

2)実施副委員長　(ＨＣＦＡ大会事務局長)

3)実施委員(ＨＣＦＡ理事及び実行委員)

4)審判委員長　(ＨＳＦＡ審判委員長)

5)審判副委員長　(各県サッカー協会審判委員長及びＨＣＦＡ審判部会長)

6)技術委員長　(ＨＣＦＡ技術委員長)

7)技術委員　(ＨＣＦＡ技術委員)

8)医学委員長　(ＨＳＦＡ医学委員長)

9)医学副委員長　(ＨＣＦＡ医事運営部会長)

10)規律委員長　(ＨＳＦＡ規律・裁定委員長)

11)規律委員　(各県サッカー協会規律・裁定委員長及びＨＣＦＡ規律委員長)

12)運営委員代表(大会事務局担当校運営委員)

13)運営委員　(参加大学運営委員)

三　主管

1　この大会の試合は、試合が実施される県のサッカー協会及び同県大学サッカー連盟の主管により実施される。

(1)長野県において実施される試合　一般社団法人長野県サッカー協会及び長野県大学サッカー連盟

(2)新潟県において実施される試合　一般社団法人新潟県サッカー協会及び新潟県大学サッカー連盟

(3)富山県において実施される試合　公益社団法人富山県サッカー協会及び富山県大学サッカー連盟

(4)石川県において実施される試合　一般社団法人石川県サッカー協会及び石川学生サッカー連盟

(5)福井県において実施される試合　一般社団法人福井県サッカー協会及び福井県大学サッカー連盟

2　試合が実施される県の大学サッカー連盟は、大会事務局が定める日までに試合実施会場を確保し、事務局へ報告しなければならない。

四　後援

五　協賛　省略

六　開催期間
この大会は、毎年５月から７月に開催する。

七　競技規則
競技規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、ＪＦＡという)発行の競技規則(Laws of the Game)による。

八　競技会形式
1　この大会は、参加全チームによるトーナメント戦(1試合の結果によるノックアウト制)形式とする。
2　この大会の各試合は、本連盟が定める試合運営規程に基づき運営される。
3　この大会は、前年度の北信越大学サッカーリーグ1部リーグにおける成績順に上位チームを変則シードする。シードグループとシード順は次の通りとする。
(1)前年度1位と２位のチームを第1シードグループとし、準々決勝までの試合を免除する。
(2)前年度３位から12位のチームを第２シードグループとし、1回戦の試合を免除する。
(3)各シードグループにおけるシード順は、前年度の成績順とする。
4　優勝チームは、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメントに北信越地域代表として出場する権利と義務を有する。ただし、当該大会への出場枠が２校の場合は準優勝チームを第２代表とする。
5　この大会における各試合は、本連盟が定める競技会運営規程第８条の規定に基づき延期又は中止することができる。
6　延期又は中止された試合の取り扱いは、競技会運営規程第８条の規定に基づき処理される。
7　競技会運営規程第８条第６項第４号で示された規定に基づく次回戦進出チーム及び全国大会出場チームの決定方法は次の通りとする。
(1)1回戦から準々決勝までは、大会事務局において抽選を行い、次回戦進出チームを決定する。
(2)決勝戦は、両チームの合意が得られることを条件として、翌週に設定されている予備週を使っての再試合又は再開試合を実施することができる。再試合又は再開試合において勝者を決することができない場合は、両チームを優勝とし、前年度北信越大学サッカーリーグの成績が上位のチームを代表とする。
(3)再試合又は再開試合の合意が得られない場合において、一方のチームの都合により合意が得られない場合は、当該チームを２位とする。両チームの合意が得られず再試合又は再開試合を実施できない場合は、前号の規定により前年度北信越大学サッカーリーグの上位チームを代表とする。

九　マッチオフィシャル
1　この大会を円滑に運営するため、主管県サッカー協会及び同県大学サッカー連盟は相互に協力し、次のマッチオフィシャル(以下、MOという)を派遣する。
(1)審判員　主審、副審及び第４の審判員
(2)マッチコミッショナー
2　この大会の審判員は、試合を主管する大学サッカー連盟を通じて主管県サッカー協会審判委員会が派遣する。ただし、やむを得ない事由により、主管県サッカー協会審判委員会が、審判員を派遣できない場合は、主管県大学サッカー連盟が学生審判員を中心として審判員を派遣して試合を実施することができる。
3　審判員の謝金と交通費は別表の通りとし、延期又は中止となった試合については、本連盟競技会運営規程第９条の規定に基づき支払う。

4　この大会の各試合におけるマッチコミッショナー(以下、MC という)は、試合の主管県大学サッカー連盟を通じて主管県サッカー協会が派遣する。
5　MC は、派遣された試合について MC 報告書を作成しなければならない。特に、選手及び役員が主審から退場処分(警告 2 回によるものを除く)を受けた場合や、特に本連盟理事長に報告すべき重要な事案があった場合は、緊急報告書を作成しなければならない。
6　MC の謝金と交通費は別表の通りとし、延期又は中止となった試合については、本連盟競技会運営規程第 13 条の規定に基づき支払う。

十　参加(出場)資格
1　この大会には、次の要件を満たしているチームだけが参加できる。
(1)JFA 及び一般財団法人全日本大学サッカー連盟(以下、JUFA という)の団体(チーム)登録が完了していること。
(2)総理大臣杯全日本大学サッカートーナメントまで試合を続けられる運営体制を備えていること。
2　JFA 及び JUFA への個人(選手)登録が完了している選手だけが、この大会への選手エントリー資格を持つ。
3　この大会に参加する選手は、「学生教育研究災害傷害保険」や「学研災付帯賠償責任保険」をはじめとする「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していること。
4　チーム役員(監督及びチームスタッフ)(以下、役員という)は、次による。
(1)監督は、当該チームの監督として JFA 及び JUFA に登録された者であり、当該大学に監督として届けられた者であることこと。JFA が定める指導者 C 級コーチライセンス以上を保有していることが望ましい。
(2)他チームの監督として JFA に登録されている指導者は、この大会に参加するチームの監督を兼任できない。
(3)　開催期間中にやむを得ぬ理由により監督が交代する場合は、北信越大学サッカー連盟理事会の了承を得て交代するものとする。
(4)この大会に参加する役員は、JUFA に登録された者であり、「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していることが望ましい。

十一　参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)
1～3　省略

十二　表彰
1　優勝チームには、優勝カップと賞状を授与する。第 2 位と第 3 位のチームにはそれぞれ賞状を授与する。
2　総理大臣杯全日本大学サッカートーナメントに参加するチームには、強化費を授与する。
3　技術委員会が、最優秀選手、得点王及びアシスト王を選考し、本連盟理事会に推薦し、決定する。
4　最優秀選手は、決勝まで勝ち進んだチームの選手から選考する。
5　得点王及びアシスト王は、それぞれのポイントを出場した試合数で除した数が 1.0 以上の選手のうち、ポイント数が最上位の選手とする。

十三　　懲戒
1　選手又は役員の出場停止処分は、次による。
(1)主審により退場を命じられた選手及び役員は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に最低 1 試合エントリーすることはできない。
(2)主審により退場を命じられた選手は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に役員としてもエントリーすることはできない。

(3)以後の処分及び追加の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
(4)警告回数が累積２回となった選手及び役員は、この大会の次の１試合にエントリーすることができない。１試合中に２回の警告を受けて退場となった場合は、その２回の警告は累積警告数にカウントされない。累積警告は、同一大会中に選手又は役員として受けた警告を通算してカウントする。
(5)同一大会中、警告累積が再度２回となった者の処分等については、HSFA 規律裁定委員会が決定する。
(6)HSFA 規律・裁定委員会による出場停止処分と、累積警告による出場停止処分が重なった場合は、規律・裁定委員会による出場停止処分を優先する。
2　この大会において出場停止処分を完了できなかった場合は、直近に開催される JFA、JUFA、HSFA 又は各県 FA の競技会において処分を実施するものとする。ただし、HSFA が本連盟と共同主催するＩリーグ北信越大会は処分実施対象競技会とはならない。
3　退場による出場停止処分の未消化分がある場合には、翌シーズンに持ち越すものとし、卒業により他チームで登録する場合は、そのチームで処分を行うものとする。
4　試合エントリーされていない役員は、試合中にフィールドのほか、テクニカルエリア、更衣室を含む区域(AD カード等の入場証が使用される場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできない。
5　各チームの代表者(部長、顧問及び監督等)は、選手及び役員の出場停止処分と付随する活動制限の適切な執行に関し、責任と義務を負う。
6　退場処分を受けた役員の当該試合における活動制限は、次の各号の通りとする。
(1)試合中に退場処分が科された役員は、ピッチ周辺及びテクニカルエリアに留まることはできない。
(2)試合中に退場処分が科された役員は、選手等への対面による直接の指示を出すことはできない。
(3)試合の前半に退場処分が科され役員はハーフタイム中に更衣室を含め選手に指示を与えることができるエリアに入ることはできない。
7　この大会の運営に際し、試合エントリーされた選手及び役員に加え、競技役員及び運営補助員その他の関係者が公序良俗から逸脱する行為を行った場合は、本連盟規律委員会が調査し、理事会に報告したうえで、本連盟理事会又は HSFA 裁定委員会が処分を決定する。

十四　　賠償責任の制限
1　本連盟、共同主催者及び会場施設管理者は、選手・役員・運営役員・運営補助員・観戦者(以下、競技会参加者)が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。ただし、本連盟及び共同主催者若しくは、競技会の運営役員及び補助員又は会場施設管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。
(1)試合又は練習行為に起因する損害
(2)暴動、騒乱等の参加者の行為に起因する損害
(3)会場施設に起因する損害
(4)天候や大地震等の自然災害に起因する損害
(5)疫病その他の理由による緊急事態宣言及びこれに準ずる措置等が発出されたことに起因する損害
(6)本実施要項、その他共同主催者の定める規則、または運営役員・補助員の指示に反した参加者の行為に起因する損害
(7)前各号に定めるほか、試合参加(観戦を含む)に際して、会場施設及びその管理区域内で発生した損害
2　前項ただし書きの場合において、本連盟、共同主催者又は会場施設管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。ただし、本連盟、共同主催者若しくは会場施設管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。
3　参加者は、会場施設内において自らが損害を被ることのないよう十分注意を払わなければならない。

十五　各種保険加入状況の確認

各チームは、原則として選手及び役員の「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」加入状況を把握しておかなければならない。

十六　　その他

1　事務局は、全日程終了後、速やかに大会結果報告を作成し、本連盟事務局に報告しなければならない。
2　本実施要項及び実施要項の改正は理事会が行う。
3　この大会を円滑に運営するため、事務局は毎年度「実施要項細則」を作成し、理事会に報告した上で、参加チームに配布しなければならない。
4　この大会の準決勝以降の試合は、別表２の県において開催する。
5　この大会の各試合は、本連盟が別に定める試合運営規程に則り行われる。

十七　　附則

(1)本実施要項は、1977 年４月 1 日より施行する。
(2)本実施要項は、2017 年４月 1 日より改正・施行する。
(3)本実施要項は、2018 年４月 1 日より改正・施行する。
(4)本実施要項は、2019 年４月 1 日より改正・施行する。
(5)本実施要項は、2020 年４月 1 日より改正・施行する。
(6)本実施要項は、2021 年４月 1 日より改正・施行する。
(7)本実施要項は、2022　年４　月 1　日より北信越大学サッカー選手権大会 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会実施要項として改正し、施行する。

別表 1　マッチオフィシャルの謝金及び交通費

MO	主審	副審・MC	第４の審判員
謝金	5,000 円	4,000 円	3,000 円
交通費は、競技会運営規程第 9 条第 8 項及び第 13 条の規定による			

別表２　準決勝以降の開催県

年度	2021	2022	2023	2024	2025
開催県	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県